

事務連絡
令和4年5月27日

各都道府県 男女共同参画主管課長 殿

内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課長

配偶者からの暴力を理由とした避難事例における令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）関係事務処理について

平素から、配偶者からの暴力の防止及び被害者支援に関する業務について、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

今般「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）関係事務処理について」（令和4年5月25日付け厚生労働省子ども家庭局総務課低所得子育て世帯特別給付金業務室事務連絡。以下「厚労省事務連絡」という。）が別添のとおり発出されました。特にご留意いただきたい事項は、下記のとおりです。

配偶者暴力相談支援センター主管部（局）におかれましては、本事務連絡の内容について、配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター等関係機関及び管内の市区町村にも周知いただきますようお願いいたします。

なお、厚労省事務連絡については、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課から各都道府県の婦人相談所等の関係機関及び婦人相談員へ周知が行われる予定であることを申し添えます。

記

1 対象児童とともに避難している避難者に対する助言等

配偶者暴力相談支援センター等においては、本給付金の申出を行う避難者に対応する際に、別添のリーフレットを参考に、

- 配偶者からの暴力（DV）により避難中の方等について、「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）」を避難者自身が受給できる可能性があること
- DVにより避難中の場合、申出により配偶者への給付金支給を差止めできる可能性があること

○ 配偶者が既に給付金を受け取ってしまっている場合でも、別途要件を満たせば、避難者自身が「ひとり親世帯分給付金」を受給できる可能性があることについて案内していただくとともに、必要に応じて本給付金担当窓口に対して相談を行うように助言等していただきますようお願いいたします。

2 「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」等の発行

厚労省事務連絡の第1の2(2)に示された避難者の満たすべき「一定の要件」①Ⅱに「婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」等（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター、市町村における配偶者暴力相談支援担当部署等及び行政機関や関係機関と連携して配偶者暴力被害者支援業務を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域配偶者暴力協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書を含む。）が発行されている場合」が掲げられていることを踏まえ、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」等を発行する機関や団体において適切な対応がなされるよう周知をお願いいたします。

また、前記確認書が発行する際は、厚労省事務連絡の別紙様式1（有効期限：令和5年3月31日まで）を参考としていただきますよう合わせて周知をお願いいたします。

【本件担当】

内閣府 男女共同参画局 男女間暴力対策課
田島、池橋、菊地、成宮

〒100-8914

東京都千代田区永田町 1-6-1

TEL：03-5253-2111（内線 37547）

E-mail：g.dv.y3p@cao.go.jp